

昭和32年8月12日第三種郵便物認可
毎月1回1日発行 平成27年5月1日 No. 764

労働基準情報

岩手

May

5

2015



『光彩暮景(盛岡市)』 写真:真館弘治

**きれいな職場は
安全です!**

みんなで実行 整理整頓

〔目次〕

岩手労働局労働基準部長 着任の挨拶	2
有期雇用特別措置法の制度概要 その2	2・3
女性労働者の妊娠・出産に関する諸制度について	4
除染等業務を行う事業主の皆さま・高校生など 18歳未満の皆さまへ	5
職場のハラスメントについて vol.5	6
クエスチョン	7
岩手労働局 人事異動	8
インフォメーション、死亡災害速報	9
講習会のお知らせ	10・11



着任の挨拶

岩手労働局
労働基準部長

田中 稔

4月1日付けで岩手労働局労働基準部長に着任いたしました田中と申します。

まずは、東日本大震災で被災されました方々に心よりお見舞い申し上げます。

今回、岩手労働局の労働基準部長としまして、県内の働く方々の労働条件確保・改善、また、労働者の生命と健康を守り、労働災害に被災された方々への労災保険給付を的確かつ迅速に行うといった基本業務をまっとうし、県内各事業所の健全な発展のお役に立てればと考えております。

さて、岩手労働局管内の労働災害の発生状況ですが、平成26年の死亡者数は前年に比べて7人増の26人と大幅に増加し、死亡者も含めた休業4日以上死傷者数については1,478人（前年比：20人増）と5年連続で増加するという過去に例のない極めて憂慮すべき状況となっており、従来にも増して、労働災害防止対策を実施する必要があります。

また、労働基準監督署に寄せられる相談件数は依然として高水準で推移しており、その内容も、解雇、賃金不払い、賃金不払残業等、法定

労働条件の履行確保上問題のあると思われる事案の占める割合が高くなっており、一般労働条件確保・改善対策にも重点的に取り組みたいと思っております。

更には、「日本再興戦略」改訂2014（平成26年6月24日閣議決定）において、「働き過ぎ防止のための取組強化」が盛り込まれるとともに、「過労死等防止対策推進法」が平成26年11月1日に施行され、長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止対策の強化が喫緊の課題となっております。

岩手労働局においても、局長を本部長とする「岩手労働局働き方改革推進本部」を設置し、長時間労働の削減や年次有給休暇の取得促進などの「働き方の改革」を県内の企業に働きかける等の取組を行っておりますが、こうした中、平成27年3月27日には、安倍内閣総理大臣から、個人のライフスタイルに応じた働き方の実現に向けて、明るい時間が長い夏の間は、朝早くから働き始め、夕方には家族などと過ごせるよう、夏の生活スタイルを変革する新たな国民運動を展開するとの指示がなされました。県内の企業の皆様方にも、「朝方勤務」や「フレックスタイム制」を活用する等、企業の実情に応じて可能な範囲での取組を行っていただくようお願いいたします。

最後に、岩手労働基準協会の会員事業所の皆様方のさらなるご発展とご健勝を祈念いたしまして、私の着任の挨拶とさせていただきます。どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

有期雇用特別措置法の制度概要 その2

I-3. 高度専門職の特例

(1) 高度専門職の年収要件と範囲

高度専門職の年収要件と範囲については、次のとおりです。

● 年収要件

事業主との間で締結された有期労働契約の契約期間に、その事業主から支払われると見込まれる賃金の額を、**1年間当たりの賃金の額に換算した額が、1,075万円以上**(※)であることが必要です。

(※)「支払われると見込まれる賃金の額」とは、契約期間中に支払われることが確実に見込まれる賃金の額をいいます。具体的には、個別の労働契約または就業規則等において、名称の如何にかかわらず、あらかじめ具体的な額をもって支払われることが約束され、支払われることが確実に見込まれる賃金は全て含まれる一方で、所定外労働に対する手当や労働者の勤務成績等に応じて支払われる賞与、業務給等その支給額があらかじめ確定されていないものは含まれないものと解されます。ただし、賞与や業績給でもいわゆる最低保障額が定められ、その最低保障額については支払われることが確実に見込まれる場合には、その最低保障額は含まれるものと解されます。

● 高度専門職の範囲

次のいずれかにあてはまる方が該当します。

- ①博士の学位を有する者
- ②公認会計士、医師、歯科医師、獣医師、弁護士、一級建築士、税理士、薬剤師、社会保険労務士、不動産鑑定士、技術士または弁理士
- ③ITストラテジスト、システムアナリスト、アクチュアリー資格試験に合格している者
- ④特許発明の発明者、登録意匠の創作者、登録品種の育成者
- ⑤大学卒で5年、短大・高専卒で6年、高卒で7年以上の実務経験を有する農林水産業・鉱工業・機械・電気・建築・土木の技術者、システムエンジニアまたはデザイナー
- ⑥システムエンジニアとしての実務経験5年以上を有するシステムコンサルタント
- ⑦国等(※)によって知識等が優れたものであると認定され、上記①から⑥までに掲げる者に準ずるものとして厚生労働省労働基準局長が認める者

(※) 国、地方公共団体、一般社団法人または一般財団法人その他これらに準ずるものをいいます。

(2) 特例の内容

通常は、同一の使用者との有期労働契約が通算5年を超えて反復更新された場合に無期転換申込権が発生しますが、

- ・適切な雇用管理に関する計画を作成し、都道府県労働局長の認定を受けた事業主に雇用され、
- ・高収入で、かつ高度の専門的知識等を有し、
- ・その高度の専門的知識等を必要とし、5年を超える一定の期間内に完了する業務(特定有期業務。以下「プロジェクト」といいます。)(※)に従事する有期雇用労働者(高度専門職)については、そのプロジェクトに従事している期間は、無期転換申込権が発生しません。ただし、無期転換申込権が発生しない期間の上限は、10年です。

(※) 毎年度行われる業務など、恒常的に継続する業務は含まれません。

例えば、7年のプロジェクトの開始当初から完了まで従事する高度専門職については、その7年間は無期転換申込権が発生しません。

【プロジェクトの開始当初から完了まで従事させた場合】



(注) プロジェクトの終了後、引き続き有期労働契約を更新する場合は、通常の無期転換ルールが適用され、無期転換申込権が発生します。

I-4. 継続雇用の高齢者の特例

通常は、同一の使用者との有期労働契約が通算5年を超えて反復更新された場合に無期転換申込権が発生しますが、

- ・適切な雇用管理に関する計画を作成し、都道府県労働局長の認定を受けた事業主(※)の下で、
- ・定年に達した後、引き続いて雇用される有期雇用労働者(継続雇用の高齢者)については、その事業主に定年後引き続き雇用される期間は、無期転換申込権が発生しません。

(※) 高年齢者雇用安定法に規定する特殊関係事業主に定年後に引き続き雇用される場合は、その特殊関係事業主です。

<補足> 特殊関係事業主について

特殊関係事業主とされるのは、いわゆるグループ会社です。具体的には、

- [1]元の事業主の子法人等、
 - [2]元の事業主の親法人等、
 - [3]元の事業主の親法人等の子法人等、
 - [4]元の事業主の関連法人等、
 - [5]元の事業主の親法人等の関連法人等
- です。

(注1) 定年を既に迎えている方を雇用する事業主が認定を受けた場合、そうした方も特例の対象となります。ただし、労働者が既に無期転換申込権を行使している場合を除きます。

(注2) 定年後に同一の事業主に継続雇用され、その後引き続き特殊関係事業主に雇用される場合は、特例の対象となります。(通算契約期間のカウントについては、同一の使用者ごとになされるため、その特殊関係事業主に雇用された時点から新たに行われます。)



【お問い合わせ】
岩手労働局
労働基準部 監督課
TEL 019-604-3006

女性労働者の 妊娠・出産に関する 諸制度について

妊娠・出産後も継続して働く女性が増えていきます。男女雇用機会均等法や労働基準法には、妊娠中又は出産後に女性労働者が利用できる様々な制度があります。事業主の皆様におかれましては、法律や制度の内容を十分に御理解いただき、妊娠や出産を迎える女性労働者の適切な雇用管理の実施をお願いいたします。

女性労働者が妊娠したら…

女性労働者が妊娠してから産前休業に入るまでの間は、妊婦として働くこととなります。妊娠がわかってから出産までの間に利用できる制度は次のとおりです。

①母性健康管理の措置

＜均等法第12条＞

保健指導又は健康診査を受けるための時間の確保

事業主は、女性労働者が妊婦健診等を受けるために必要な時間を確保することができるようにしなければなりません。

＜均等法第13条＞

指導事項を守ることができるようにするための措置

事業主は、妊娠中及び出産後に女性労働者が妊婦健診等を受けた結果、医師等から休業等の指導を受けた場合は、その女性労働者が指導事項を守ることができるようにするために、休業等勤務を軽減する措置を講じなければなりません。休業した場合、無給としても問題はありません。

医師等から受けた指導内容が事業主に的確に伝わるように「母性健康管理指導事項連絡カード」を利用しましょう。

カードの様式は

→ **岩手労働局HP** → **均等法、パート法、育・介法**

→ **ダウンロードファイル**から印刷することができます。

②危険有害業務の就業制限

＜労基法第64条＞

妊産婦については、重量物の取扱い業務、有害ガスの発散する場所での業務以外の危険有害業務についても就業が制限されています。

③時間外、休日労働、深夜業の制限

＜労基法第66条＞

事業主は、妊産婦から請求があった場合は、時間外労働、休日労働又は深夜業をさせてはいけません。

④軽易業務への転換

＜労基法第65条＞

事業主は、妊娠中の女性労働者から請求があった場合は、他の軽易な業務に転換しなければなりません。

出産が近くなったら… 出産したら…

⑤産前産後休業

＜労基法第65条＞

出産予定日の6週間前（双子の場合は14週間前）から、女性労働者の請求により取得できます。

産後は8週間女性を就業させることはできません。

※ 出産予定日当日は「産前」に入ります。

＜均等法第9条＞

上記の①～⑤までの制度の申出、取得したことを理由とした解雇や正社員からパートへの身分変更等不利益な取扱いは禁止されています。

⑥出産に関わる経済的な支援（手続きが必要です）

* 出産手当金

出産日以前42日から出産日後56日までの間、欠勤1日について健康保険から賃金の3分の2相当額が支給されます。

* 出産育児一時金

一子の出産につき原則42万円が支給されます。

→詳しくは、協会けんぽ、健康保険組合等へ

* 産前・産後休業中の社会保険料の免除

産前・産後休業中の社会保険料は、賃金が無給の場合、労働者、事業主ともに免除されます。

→詳しくは、年金事務所、健康保険組合、厚生年金基金等へ

問い合わせ先：岩手労働局雇用均等室

電話 019-604-3010

除染等業務を行う事業主の皆さま・高校生など18歳未満の皆さまへ

18歳未満の年少者は、除染作業の現場などで働くことが禁止されています

労働基準法では、18歳未満の年少者の健康と福祉の確保などの観点から、就業にさまざまな制限を設けて保護を図っています。

- ◆ 事業主は、18歳未満の年少者を除染等業務※で働かせることはできません。
- ◆ 18歳未満の年少者は、アルバイトであっても、除染等業務で働くことはできません。
- ◆ たとえ、事業主と18歳未満の年少者が合意していても、除染等業務で働くことは禁止されています。

※除染等業務とは、

放射性物質汚染対処特措法に規定する「除染特別地域」と「汚染状況重点調査地域」で行われる
①土壌等の除染等の業務 ②廃棄物収集等業務 ③特定汚染土壌等取扱業務 をいいます。

以下のパンフレットをご参照ください。

- ・ 除染等業務の範囲：<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/dl/120118-02.pdf>
- ・ 除染特別地域：<http://josen.env.go.jp/area/roadmap.html>
- ・ 重点汚染状況調査地域：<http://josen.env.go.jp/zone/>

危険有害業務における年少者の就業制限 一労働基準法第62条一

▶ 除染等業務のほか、以下の業務についても年少者の就業が禁止されています。

◆ 特定線量下業務

除染特別地域等内での平均空間線量率が、事故由来放射性物質によって2.5μSv/h（マイクロシーベルト）を超える場所で事業者が行う除染業務以外の業務

※「除染等業務」「特定線量下業務」については、「年少者労働基準規則」第8条第35号「ラジウム放射線、エックス線その他の有害放射線にさらされる業務」に該当

▶ また、震災復旧・復興工事に関連して、以下の業務についても、年少者の就業が禁止されています。

<禁止されている主な業務>

- ◆ クレーン、デリックまたは揚貨装置の運転の業務
- ◆ 上記クレーンなどの玉掛けの業務（2人以上で行う玉掛けの業務での補助作業を除く）
- ◆ 土砂が崩壊するおそれのある場所または深さが5メートル以上の地穴での業務
- ◆ 高さが5メートル以上の場所で、墜落により労働者が危害を受けるおそれのあるところでの業務
- ◆ 足場の組立、解体または変更の業務（地上または床上での補助作業の業務を除く）
- ◆ 胸高直径が35センチメートル以上の立木の伐採の業務

※詳しくは、「年少者労働基準規則」第8条をご参照ください。

不明な点などがありましたら、岩手労働局・労働基準監督署までお問い合わせください。



職場は一日の中で一番長い時間を過ごす場所です。そこにパワーハラがあることを想像してみてください。もうそれだけで、対策の必要性を感じることができるのではないかと思います。

■ **パワーハラ対策の必要性** ■

パワーハラは当事者に大きな影響を及ぼすことは想像に難くありません。人格や尊厳を傷つけられ、仕事への意欲や自信をなくし、時には心の健康を害し、自殺につながる例もあります。当然、当事者だけではなく職場全体にも影響します。

職場へのパワーハラの影響は、調査（H24厚労省）を見ても、職場の雰囲気が悪くなる／従業員が心の健康を害する／従業員が十分に能力を発揮できなくなる／職場の生産性が低下する／等の損失をもたらすと回答している企業が多くありました。パワーハラを受けた本人のみならず、周囲の人たちの士気も低下するのです。次の標的は自分かも！なんて気持ちになってしまうかもしれません。そうなると気持ちが萎縮して何も言えなくなるとか、持てる力も発揮できなくなる等も考えられます。

実際にパワーハラが起こると解決するために時間も労力もかかります。職場のパワーハラによって、法で保障されている権利が侵害される場合には、法的な制度の枠組みに沿って対応がなされるのは当然のことです。しかし、パワーハラだとは思っていない人にその行為はパワーハラにあたるんだと認識させることは簡単なことではありませんし、被害者のケアについても長い時間が必要な場合もあります。加えて被害者が民事裁判を起す場合もあります。そうすると加害者だけでなく、事業主の責任も問われ、費用的なことも時間的なことも、そして社会的な評価などへの影響、損失は計り知れません。

■ **パワーハラ予防対策** ■

パワーハラ予防対策がとても重要なことはお分かり

の通りです。パワーハラのない職場づくりが個人と組織を元気にするといえるのではないのでしょうか。しかし、予防対策によって管理者が部下を指導しにくくならないように気をつけていくことも重要です。ですから、管理者としての責任をきちんと果たせる環境を整えるためにもセクハラの「必要な整備、雇用上の措置（③参照）」と同様に、そしてセクハラと一緒に対策を明確にしておくのがいいでしょう。

まず、トップのメッセージとしてパワーハラは職場からなくすべきであることを明確に示し、ルールを定め、就業規則に関係規定を設け、予防・解決についての方針やガイドラインを作成していきましょう。その上でアンケートにより実態を把握し、それを受け、パワーハラ防止の研修を実施し、周知徹底を図りましょう。相談窓口や対応責任者はセクハラと同じでいいと思いますし、外部専門家と連携という方法でもいいと思います。アンケートの結果にもよりますが、風土の改善への取り組みや管理者研修は必須です。

企業のトップ、管理者はパワーハラを生まない組織文化を育てるため、自らがパワーハラをしない、部下にもさせない、つまり自らが範を示すという姿勢が重要なことは当然のことです。

■ **業務上指導の範囲は？** ■

管理者の指導とパワーハラの線引きの難しさは前にもふれました。指導する立場にある方は是非、相手の立場になって下記の視点でご自身の言動を振り返ってみるとともに本音で話してくれそうな部下にちょっと聞いてみるのはいかがでしょうか。

- 1) 自分の言動が相手を黙らせる・追いつめる・はむかえないように仕向けるなど意図的なコントロールになっていないかどうか。
- 2) 人格を傷つけ、人権を侵害するような言動はないか。
- 3) 個人的感情で過度な要求の押し付けにはなっていないかどうか。
- 4) 就業時間以外の行動の束縛となっていないかどうか。

そして、1)～4)を反復継続的に行っていないか？
それにより就業環境が悪化していないか？

パワーハラ対策は面倒くさいと思う方もいるかもしれませんが。確かに面倒くさいです。でも職場の活力につながるものと捉えて、積極的に推進していただきたいと思います。



労災保険で通勤災害と認められる範囲について

Q 通勤途上において、経路上にあるコンビニエンスストアに立ち寄る次のような行為は、通勤経路を逸脱、又は中断したものに該当するのでしょうか。

- ①タバコや飲み物を購入するために立ち寄る場合
- ②店内に設置されているATMを使用するために立ち寄る場合
- ③自動車で通勤する途中、反対車線側のコンビニに右折して進入し、立ち寄る場合

A 労働者災害補償保険(労災保険)において「通勤」とは、「労働者が就業に関し、住居と就業場所との間を、合理的な経路及び方法により往復することをいい、業務の性質を有するものを除くものとする。労働者が通勤経路を逸脱し、又は中断した場合には、逸脱又は中断の間及びその後の往復は通勤としない。」と定義されています。

この場合の「逸脱」とは、「通勤の途中において就業又は通勤とは関係のない目的で合理的な経路をそれること」、「中断」とは、「通勤の経路上において通勤とは関係のない行為を行うこと」とされており、これらの具体的な例として、通勤の途中で映画を観る場合、バーなどで飲酒する場合、デートのため長時間にわたってベンチで話し込んだりする場合などが示されています。

しかし、労働者が通常通勤の途中において行うような『ささいな行為』を行う場合については、逸脱、中断とは取り扱わないとされてお

り、『ささいな行為』に該当するものの例として、通勤経路上の店でタバコ、雑誌等を購入する場合や駅構内でジュースの立ち飲みをする場合などが示されています。なお、例示されている通勤経路上の店とは、駅ホームの売店や歩道に面したタバコ屋のように路上で立ち止まり、中に入らずに購入できる店等が想定されていることから、通勤経路上であっても店舗等の中に入っていく行為は『ささいな行為』には該当しないこととなります。

したがって、ご質問の①、②、③の行為については、その何れも『ささいな行為』には該当せず、これらの行為を行った場合は、通勤経路を逸脱、又は中断したものと判断されることとなります。

詳しくは、岩手労働局労災補償課（TEL019-604-3009）、又は最寄りの労働基準監督署にお尋ね下さい。



岩手労働局 人事異動

労働局（平成27年4月1日付け）

	新官職	氏名	旧官職
総務部	総務課		
	総務課長	秋葉 大輔	厚生労働省 労災管理課管理係長
	課長補佐	久保 節子	労災補償課 労災管理調整官
	総務係長	加藤 公義	宮古署 労災・ 安衛課長
	会計第三係長	五十嵐由佳子	労働保険徴収室 適用第二係長
	企画室		
	室長補佐	松田 有司	岩手産業保健総合 支援センター 副所長
	企画主任	鈴木 裕介	北海道局
	労働保険徴収室		
	室長補佐	福田 利文	労災補償課 労災保険審査官
労災保険 給付調査官	小野寺和幸	労災補償課 社会復帰指導官	
適用主任	高橋 直美	労災補償課医療主任	
労働基準部	労働基準部長	田中 稔	厚生労働省 中央労働委員会
	監督課		
	労働基準 監察監督官	川上 明	釜石署 署長
	労働時間 設定改善 指導官	唐崎 勝	労働保険徴収室 労災保険給付調査官
	健康安全課		
	労働衛生専門官	若月 敏幸	盛岡署 安全衛生課長
	健康安全第一係長	海老名弘明	健康安全課 健康安全係長
	健康安全第二係長	千田 智勝	花巻署 安全衛生課 産業安全専門官
	労災補償課		
	労災保険審査官	小川 繁利	総務課 人事計画官
労災管理調整官	中田 光浩	労働保険徴収室 室長補佐	
労災医療監察官	菊池 嘉晃	盛岡署 労災課長	
社会復帰指導官	高橋 恭一	一関署 労災・安衛課長	
医療主任	堰合 容代	盛岡署 労災課 補償係長	

労働基準監督署（平成27年4月1日付け）

	新官職	氏名	旧官職
盛岡署	次長	兼平 寛	監督課 労働時間設定改善指導官
	安全衛生課長	渡磯 寿	労働保険徴収室 調整係長
	労災課長	高橋 功一	岩手復興局 参事官付参事官補佐
	労災課 労災認定調査官	植村 英行	花巻署 労災課補償係長
	宮古署	労災・安衛課長	齋藤 弘昌
労災・安衛課 補償係長		柴田 一成	二戸署 労災・安衛課 補償係長
労災・安衛課 産業安全専門官		武藤 慶蔵	大船渡署 労災・安衛課 産業安全専門官
釜石署	署長	八重樫祐一	盛岡署 次長
	労災・安衛課 補償係長	鈴木 友子	花巻署 労災課 補償係長
花巻署	署長	小田 昭信	総務部 企画室長
	労災課 補償係長	伊勢 貴憲	宮古署 労災・安衛課 補償係長
	労災課 補償係長	鎌田 雄二	総務課 会計主任
一関署	労災・安衛課長	工藤 正則	総務課 総務係長
	労災・安衛課 産業安全専門官	菊池 和仁	宮古署 労災・安衛課 産業安全専門官
大船渡署	監督課長	小林 夏樹	厚生労働省 職業病認定対策室 第一係主任
	労災・安衛課 産業安全専門官	鈴木 徹	一関署 労災・安衛課 産業安全専門官
二戸署	監督課長	飯野 洋司	大船渡署 監督課長
	労災・安衛課 補償係長	佐藤 淳	釜石署 労災・安衛課 補償係長



インフォメーション

新会員事業所のお知らせ

3月に加入された事業所をご紹介します

支部名	事業所名	所在地
盛岡	(有)庭匠館	紫波町
大船渡	日本住宅(株)	大船渡市

支部名	事業所名	所在地
大船渡	(有)八兆屋	住田町
二戸	まめぶの家	久慈市

● 衛生管理者試験準備講習会のお知らせ

第一種・第二種衛生管理者の出張試験が、8月23日(日)に滝沢市「アピオいわて」で行われます。当協会では、国家試験の出張試験の実施に合わせ、衛生管理者免許試験準備講習会を開催いたします。

出題傾向を基に重点事項を絞り込み講習を行っており、受講された方々からご好評をいただいております。受験予定の皆様のご受講をお待ちしております。

◆ 第1種衛生管理者免許試験準備講習会

日時 6月25日(木)、26日(金)、7月2日(木)、3日(金)の4日間
 会場 盛岡市 岩手労働基準協会研修センター
 受講料 会員 12,960円 非会員 15,120円
 テキスト 上 2,160円、下 2,160円、問題集 2,376円

◆ 第2種衛生管理者免許試験準備講習会

日時 6月8日(月)～10日(水)
 会場 盛岡市 岩手労働基準協会研修センター
 受講料 会員 10,368円 非会員 12,528円
 テキスト 上 1,728円、下 1,080円、問題集 1,728円

中小企業無災害記録証授与制度のご案内

中央労働災害防止協会では、中小企業が自主的な安全衛生活動を進めるうえでの目標となるよう「中小企業無災害記録証授与制度」を設けています。

- イ 労働者が10人以上100人未満の事業場であること。
 - ロ 所定の無災害記録日数が継続していること。
- となっております。

記録日数は第1種から第5種まで業種、労働者数により規定されています。
 記録を達成した事業場には、中小企業無災害記録証と副賞(表彰盾)が授与されます。
 ぜひこの制度をご活用ください。

なお、詳細は、中央労働災害防止協会のホームページをご覧ください。

中央労働災害防止協会 ➡ 中災防について(労働安全衛生活動表彰) ➡ 中小企業無災害記録証の授与

記録日数や申請書用紙がダウンロードできます。

死亡災害速報(3月)

■盛岡署 建設業(河川土木工事業) 男(60歳代) 崩壊、倒壊

現場事務所前の除雪作業中、プレハブの資材小屋(3.5×1.8×2.5m)が突風で倒れ、下敷きになった。

講習会のお知らせ 27年7月迄のご案内

区分	講習名	実施日	場所	定員	申込先	受講料	テキスト代
技 能 講 習	特定化学物質及び四アルキル鉛等 作業主任者技能講習	7/9(木)~10(金)	岩手労働基準協会研修センター	100	本部	9,720	1,944
	有機溶剤作業主任者技能講習	7/30(木)~31(金)	岩手労働基準協会研修センター	100	本部	9,720	1,944
	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者 技能講習	7/21(火)~23(木)	岩手労働基準協会研修センター	40	本部	15,660 (一部免除者) 13,500	2,160
		7/21(火)~22(水)・24(金)	岩手労働基準協会研修センター	40	本部		
	玉掛け技能講習	5/12(火)~14(木)	釜石職業訓練協会他	定員	釜石支部	21,600 (一部免除者) 19,440	1,645
		5/12(火)~13(水)・15(金)	釜石職業訓練協会他	20	釜石支部		
		6/1(月)~3(水)	岩手労働基準協会宮古支部他	30	宮古支部		
		6/1(月)~2(火)・4(木)	岩手労働基準協会宮古支部他	30	宮古支部		
		6/2(火)~4(木)	気仙教育会館他	30	大船渡支部		
		6/2(火)~3(水)・5(金)	気仙教育会館他	20	大船渡支部		
		6/3(水)~5(金)	二戸市民文化会館他	30	二戸支部		
		6/8(月)~10(水)	岩手労働基準協会花巻支部	30	花巻支部		
		6/18(木)~20(土)	アイ・ドーム他	30	一関支部		
		6/18(木)~19(金)・21(日)	アイ・ドーム他	30	一関支部		
		6/22(月)~24(水)	岩手労働基準協会研修センター	40	盛岡支部		
	7/13(月)~15(水)	岩手労働基準協会花巻支部	30	花巻支部			
	フォークリフト運転技能講習 (31時間コース)	5/11(月)~14(木)	二戸シビックセンター他	30	二戸支部	29,160	1,620
		5/12(火)~15(金)	気仙教育会館他	30	大船渡支部		
		5/18(月)~21(木)	岩手労働基準協会宮古支部他	30	宮古支部		
		5/25(月)~28(木)	岩手労働基準協会研修センター	40	盛岡支部		
		6/15(月)~18(木)	岩手労働基準協会花巻支部	40	花巻支部		
		7/6(月)~9(木)	二戸シビックセンター他	30	二戸支部		
		7/7(火)~10(金)	釜石職業訓練協会	30	釜石支部		
		7/7(火)・13(月)~15(水)	釜石職業訓練協会	10	釜石支部		
		7/13(月)~16(木)	岩手労働基準協会研修センター	40	盛岡支部		
		7/17(金)~20(月)	アイ・ドーム他	40	一関支部		
		7/21(火)~24(金)	岩手労働基準協会花巻支部	40	花巻支部		
7/21(火)~24(金)		気仙教育会館他	30	大船渡支部			
7/21(火)・27(月)~29(水)	気仙教育会館他	20	大船渡支部				
フォークリフト運転技能講習 (11時間コース)	7/13(月)・17(金)	岩手労働基準協会研修センター	20	盛岡支部	11,880	1,620	
小型移動式クレーン運転技能講習	5/11(月)~13(水)	岩手労働基準協会研修センター	40	盛岡支部	28,080 (一部免除者) 25,920	1,645	
	5/14(木)~15(金)・17(日)	アイ・ドーム他	30	一関支部			
	5/19(火)~21(木)	気仙教育会館他	30	大船渡支部			
	5/19(火)~20(水)・22(金)	気仙教育会館他	20	大船渡支部			
	5/20(水)~22(金)	久慈市文化会館	30	二戸支部			
	6/9(火)~11(木)	釜石職業訓練協会	20	釜石支部			
	6/9(火)~10(水)・12(金)	釜石職業訓練協会	10	釜石支部			
	6/22(月)~24(水)	岩手労働基準協会花巻支部	30	花巻支部			
	7/2(木)~4(土)	アイ・ドーム他	30	一関支部			
	7/2(木)~3(金)・5(日)	アイ・ドーム他	30	一関支部			
	7/6(月)~8(水)	岩手労働基準協会研修センター	40	盛岡支部			
	7/7(火)~9(木)	気仙教育会館他	30	大船渡支部			
	7/7(火)~8(水)・10(金)	気仙教育会館他	20	大船渡支部			
	7/15(水)~17(金)	二戸市民文化会館他	30	二戸支部			

区分	講習名	実施日	場所	定員	申込先	受講料	テキスト代
技能講習	ガス溶接技能講習	6/1(月)~2(火)	岩手労働基準協会研修センター	40	盛岡支部	9,720	864
		7/27(月)~28(火)	二戸職業訓練協会	30	二戸支部		
	高所作業車運転技能講習	6/17(水)~18(木)	岩手労働基準協会研修センター	20	盛岡支部	33,480 (一部免除者) 30,240	1,850
		6/17(水)・19(金)	岩手労働基準協会研修センター	20	盛岡支部		
特別教育	クレーン運転業務特別教育	5/25(月)~26(火)	岩手労働基準協会花巻支部	60	花巻支部	8,640 9,720	1,645
		6/4(木)~5(金)	釜石職業訓練協会他	30	釜石支部		
	アーク溶接等の業務特別教育	6/18(木)~19(金)	気仙教育会館他	30	大船渡支部	8,640 9,720	1,080
	粉じん作業特別教育	5/22(金)	岩手労働基準協会宮古支部	40	宮古支部	4,320 5,400	648
		7/1(水)	岩手労働基準協会研修センター	30	盛岡支部		
		7/8(水)	アイ・ドーム	30	一関支部		
	小型車両系建設機械運転業務特別教育	6/15(月)~16(火)	岩手労働基準協会宮古支部他	40	宮古支部	13,284 14,364	1,645
		7/8(水)~9(木)	岩手労働基準協会花巻支部	20	花巻支部		
	研削と石の取替え等の業務特別教育	6/16(火)	気仙教育会館	30	大船渡支部	5,400 6,480	1,188
	低圧電気取扱業務特別教育 (開閉器の操作)	6/19(金)	岩手労働基準協会宮古支部	40	宮古支部	6,480 7,560	648
		7/16(木)	気仙教育会館	40	大船渡支部		
	酸素欠乏危険作業特別教育	7/14(火)	気仙教育会館	40	大船渡支部	5,400 6,480	1,296
	その他	職長教育	6/16(火)~17(水)	二戸職業訓練協会	30	二戸支部	11,880 12,960
7/6(月)~7(火)			岩手労働基準協会花巻支部	48	花巻支部		
7/27(月)~28(火)			岩手労働基準協会研修センター	50	盛岡支部		
職長・安全衛生責任者教育		6/25(木)~26(金)	気仙教育会館	40	大船渡支部	11,880 12,960	1,512
刈払機取扱作業従事者安全衛生教育		5/20(水)	アイ・ドーム	40	一関支部	6,480 7,560	2,571
		6/12(金)	岩手労働基準協会研修センター	30	盛岡支部		
玉掛け業務従事者安全衛生教育	5/22(金)	岩手労働基準協会研修センター	30	盛岡支部	4,860 5,940	1,543	
安全管理者選任時研修	5/14(木)~15(金)	岩手労働基準協会研修センター	100	本部	12,960 15,120	1,512	
安全担当者研修	6/15(月)	岩手労働基準協会研修センター	100	盛岡支部	会員 非会員	無料 1,000	
第1種衛生管理者試験準備講習	6/25(木)~26(金) 及び 7/2(木)~3(金)	岩手労働基準協会研修センター	100	本部	12,960 15,120	6,696	
第2種衛生管理者試験準備講習	6/8(月)~10(水)	岩手労働基準協会研修センター	100	本部	10,368 12,528	4,536	

- 特別教育及びその他の講習の受講料は、上段=会員、下段(斜字)=会員以外です。
- 受講料・テキスト代は消費税8%込みです。 ■ 定員になり次第、申し込みを締め切ります。
- 上記以外の講習については、最寄りの支部にお問い合わせください。

問い合わせ・申込先・メールアドレスは下欄をご覧ください

岩手労働基準協会お問い合わせ先

	電話番号	FAX番号	E-mail アドレス
本部	019-681-9911	019-681-1018	honbu@iwateroukikyo.com
盛岡支部	019-681-1076	019-681-1018	morioka@iwateroukikyo.com
宮古支部	0193-62-4906	0193-62-4906	miyako@iwateroukikyo.com
釜石支部	0193-55-4380	0193-55-4381	kamaisi@iwateroukikyo.com
花巻支部	0198-29-4800	0198-29-4801	hanamaki@iwateroukikyo.com
一関支部	0191-23-7729	0191-23-7720	ichinoseki@iwateroukikyo.com
大船渡支部	0192-47-3882	0192-47-3887	ofunato@iwateroukikyo.com
二戸支部	0195-23-5521	0195-23-0419	ninohe@iwateroukikyo.com

クイズでゲット

妊娠・出産後も継続して働く女性が増えており、男女雇用機会均等法や労働基準法には、妊娠中、出産後に女性労働者が利用できる様々な制度があります。

労基法第65条では、産前休業は出産予定日の何週間前から取得できるとなっているのでしょうか。

- ① 4週間
- ② 6週間
- ③ 8週間

ヒント 本誌4ページに関連記事

応募方法

①自宅住所・氏名 ②クイズの答え ③本誌への意見や感想などを書いて、ハガキ、FAX又はeメールでお寄せ下さい。

締め切り

平成27年5月25日(月)消印有効

宛先

〒020-0857 盛岡市北飯岡一丁目10-25
(公財)岩手労働基準協会 クイズ係宛て
FAX 019-681-1018
eメール honbu@iwateroukikyo.com

賞品及び発表

応募者の中から抽選で5名様に図書カード(500円券)をお送りします。当選者への賞品発送をもって発表にかえます。

4月号の正解

②



碓石海岸観光祭り

写真提供：大船渡市

■【開催日】毎年5月4日～5日

■会場／碓石海岸レストハウス前広場ほか

■主催／碓石海岸観光まつり実行委員会

碓石海岸観光まつりは、大船渡の春を告げるおまつりです。2日間に渡り、郷土芸能のほか、たくさんのイベントが行われ、「ホタテ釣りゲーム」など大人から子供まで楽しめるイベントが多く、大勢の来場者で賑わいます。

川柳原生林社 編集長 中島久光

川柳コーナー

本当の喜劇に笑いながら哭く

「哭く」は「なく」と読みます。慟哭の哭です。本当の喜劇には、悲劇が内包されています。演技が上手な役者にはついつい騙されて笑いながら哭きます。

(川柳原生林2月号〈杜若〉千葉国男作品より)

岩手の死亡災害(3月末)

製造業	0	(1)
鉱業	0	(0)
建設業	3	(3)
運輸交通業	1	(1)
林業	0	(0)
商業	1	(4)
その他	0	(3)
累計	5	(12)

()内は前年同期

4月号掲載の岩手の死亡災害が(3月末)となっておりますが(2月末)の誤りでした。お詫びして訂正いたします。

編	集
後	記

四方に燦たる野山にも恵まれた自然の躍動感を感じながら、遠い山なみに残る雪の情景がさまざまな形を想像させ楽しませてくれる。まさに一期一会である。四季には「にほい」があるという。この時季、特に大地、緑、水、風、そして景色の薫りと新鮮さに癒される。さて、真新しいスーツ、真新しいユニホームでデビューした新社会人も早ひと月が経ち、職場と仕事の不安も少しずつ消え、動きにもスマートさが出

てきている頃ではないだろうか。職場ではより良い人間関係のもとに、コミュニケーション能力、職業人意識、ビジネスマナー、資格取得が必要だといわれる。そして、安全意識は仕事をするすべての人に必要である。事務処理の間違い(事故)も取り返しのつかない大きなリスクを抱えることになる。常に安全を怠らず、無事故無災害で楽しく仕事をしたいものだ。

発行 平成27年5月1日
定価 1部 100円
{ 会員事業所の購読料
は年会費に含む }

発行所 公益財団法人岩手労働基準協会
盛岡市北飯岡一丁目10-25
☎020-0857/☎019-681-9911/FAX019-681-1018
編集・発行人 黒沢雄幸